

自然ガイド・登山ガイドにおける職能およびガイド対顧客標準人数比率に係る規定

公益社団法人日本山岳ガイド協会

1. ガイド対顧客の標準人数比率(ガイドレシオ)の三原則

(1)安全管理

本会認定の自然ガイド、登山ガイドは、個人顧客、集団登山、ツアー登山、講習会等の業務(講師、指導者を含む)中、常に現場状況と顧客・参加者の行動と体調を把握し、安全を踏らなければならない。

また、危険に係る注意喚起等の適切な指導、危急時の迅速な対応等、安全管理責任者として注意・配慮を怠ってはならない。そして安全管理こそ、ガイドが顧客・参加者に提供できる最も重要なサービスであることを認識しなければならない。事故を予防するためにガイド1名が扱える顧客・参加者の人数の標準を明確にすることは、極めて重要である。

(2)自然環境保全

当協会が2021年11月に発表した以下の環境保全行動指針を実践する。

環境保全行動指針「～遊ぶ、学ぶ、守る自然環境～」

<前文>

古来、人は自然と密接な暮らしをしてきました。我が国では、森林が国土の7割を占めます。そして南北、東西にそれぞれ3000kmに及ぶため、北は亜寒帯、南は亜熱帯と幅広い気候帯となっています。標高も海拔0mから4000m近くあり、多くの島々が点在する箱庭のような地形を持っているため世界的にも特異で複雑な生態系の魅力に溢れています。その類い稀な自然環境の中で私達日本人は、自然と共に生きていくためのルールや知恵をもち、様々な社会の慣習や信仰などを築いてきました。そこでは、適正な自然環境との距離を持って暮らしてきたはずでした。

しかし、現代社会は多くの人々が自然とは離れた都市で暮らし、自然に接する機会が著しく減少する時代になりました。人の生活にとって深刻な問題であるはずの地球温暖化に対しても迫りくる危機に対する意識は希薄です。そうした状況の中で、2020年春、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しました。私たち人間が、産業革命以降営々と築いてきた快適で便利であるはずの社会環境は、大きなダメージを受け、世界中が類いまれな混乱に陥りました。

私たちはこの時だからこそ、もう一度自然界における人間の立ち位置を見つめ直し、人と自然との距離を捉え直すべきではないかと考えます。

私たち公益社団法人日本山岳ガイド協会に所属するガイド(以後、ガイド)は、登山を始めとする自然体験を安全に楽しめるようサポートすることはもちろん、その体験を通じて自然の本来の姿や

里山から奥山まで、あるいは海岸、河川、湿地など豊かな自然環境の魅力を伝えることを目的としています。同時に気候変動による脅威もガイドが一番肌身に感じています。

その自然環境は一度失われると再生には多くの時間や労力を要するため、環境保全と活用を常に意識しながら行動し次世代に引き継いでいくことが必要と考えています。

それを実践するために私たちは以下のような環境保全行動指針を定め、顧客への啓発活動を推進いたします。

<環境保全行動指針>

- 1 私たちガイドは、自然環境の保全と活用を目的に活動します
- 2 私たちガイドは、持続可能な社会を実現するために、自然環境の保全を優先した活動を行います
- 3 私たちガイドは、素晴らしい我が国の自然を未来に残すための努力を惜しみません

<ガイドのルール・マナー>

- 1 安全管理を徹底することで環境に対する負荷を低減したガイドングを実行する
- 2 生態系に極力ダメージを与えないガイドングを実行する
- 3 自然体験活動中のすべてのゴミを持ち帰ることに努め、同行者にもお願いする
- 4 排泄物の処理方法にも細心の注意を払い、同行者にもお願いする
- 5 生物多様性を理解し、生息する動植物に対しても配慮した行動をとる
- 6 自然環境を正しく理解してもらうために自然解説を行う
- 7 自然体験活動を楽しむ全ての人々の健康に配慮する
- 8 自然と人とを繋ぐコミュニケーションを促進する

以上のこと進めるため、私たちは顧客への啓発活動を推進する。

(3) 第三者への配慮

ガイドは業務中、自然愛好者、一般登山者等の他者への迷惑にならぬよう、常に心がけなければならない。適正なガイド対顧客人数比率を守るとは、この観点からも重要である。また、場所の独占を慎み、譲り合いの精神で礼節を守り、行動中の混雑の回避等の配慮に努めなければならない。

ガイドはこれらの三原則を遵守し、日々の行動時間、標高差、コース難易度、気象状況や地形・積雪の危険度、ロープ等による安全確保手段の有無とともに、顧客・参加者の体力、経験、技術、現場での体調等々を勘案し、安全確保に努めなければならない。その中で、本会ガイドが職能別に備えている経験、技術、体力、知識を基準に、注意深く業務を行えるガイド対顧客の標準人数比率は、別表のとおりである。

高山や険峻な山岳地形、あるいは避難小屋や幕営(キャンプ)でのガイド業務では、整備された登山道で、かつ標準人数比率を超えない場合であっても、安全管理上、複数のガイドを配置することが望ましい。標準人数比率を超える場合には、当然ながら、複数のガイド(主任とその他)を配置する。また、人数比率とともに団体行動の場合、自然観察路等では、同一コース上に2グループ以内、登山道では、同一コース上に2~3グループ以内の活動とすることが望ましい。別表の職能およびガイド対顧客標準比率表、および職能別標準ガイドイングコース表が、各種団体や旅行者が主催するツアー登山(旅程管理主任者同行の有無に係らず)の基準となるよう雇用されるガイドは、積極的に説明し、理解を得られるよう努めることが必要である。また、ガイドは、安全や自然保護への配慮に欠ける企画に関与することを避けるべきである。

2. 対外的な周知の義務について

職能およびガイド対顧客標準人数比率表、職能別標準ガイドイングコース表は、本会が職能別に定める、経験、技能を満たす認定ガイドとして、標準的な時間内での業務遂行が可能な範囲を定めたものである。これに伴ってガイドは、自らの職能範囲等を、顧客、契約者等の外部に対し、その契約形態に係らず判り易く明示しなければならない(ガイド本人の募集も含む)。また、ガイドは、標準人数比率の大幅な超過や職能範囲を逸脱しての事故が発生した場合には、そのことを以って業務上の過失責任を問われる可能性が高いことと、本会の定める懲戒規則第2条の項目(3.顧客に対する契約不履行、5.資格違反行為等)に抵触する恐れがあることを意識すべきである。ガイドは、これらを念頭に置いて対外的な契約をし、慎重に業務を行う必要がある。

(参考)

旅行業ツアー登山協議会制定のガイドライン

ツアー登山運行ガイドライン記載の引率者に関する記述より抜粋

- (1) 責任感、使命感、倫理観を充分にもち、引率者の役割を理解していること。
- (2) 旅行業に関わる法令等を理解していること。
- (3) 装備、食糧等、準備段階において適切な安全配慮ができること。
- (4) 実地において危険の存在を説明し、注意喚起できること。
- (5) グループの編成能力があること。
- (6) 歩行速度と休息について適切な判断ができること。
- (7) 被引率者の歩行能力、技術、健康状態等を的確に把握し、過度に疲労させないこと。
- (8) クサリ場、梯子、崩壊地等、危険が予見される場所においてその通過に際し、指導、助言ができること。
- (9) 悪天候や不明瞭な登山道等において危険回避の指導、助言ができること。
- (10) 地形図の読図能力があること。
- (11) 気象に関する知識があること。

- (12) 緊急不時露営の判断ができ、設営技術があること。
- (13) 救急救助法の基本的知識と技術があること。
- (14) 救助要請の方法、救助隊との連携について理解していること。
- (15) 安全配慮義務を理解し、「努力義務」を徹底履行できること。

職能およびガイド対顧客標準人数比率表

1. 無雪期

- 自然観察路等 (職能: 自然ガイドステージ I・II)
里地・里山における整備された道、および湖沼、湿原等における整備された自然観察路等。
1 日の歩行時間の目安は、2～3時間程度 1: 15
- ハイキング道等 (職能: 自然ガイドステージ I・II、登山ガイドステージ I・II・III)
山地・高原等における整備された登山道や遊歩道等。
1 日の歩行時間の目安は、3～4時間程度。 1: 15
- 登山道(初心者～初級者向きのコース) (職能: 登山ガイドステージ I・II・III)
ガイドブック等で初心者～初級者向きまたは一般向きと示される、明瞭で整備され安心して歩くことができる登山道。
1 日の行動時間は4～5 時間程度。 1: 12
- 登山道(中級者向きのコース) (職能: 登山ガイドステージ I・II・III)
比較的明瞭で一部危険箇所があるが、鎖や梯子が取り付けられている登山道で、数泊に渡る縦走形式を含む。
1 日の行動時間は6～8時間程度。 1: 10
- 登山道難路(上級者向きのコース) (職能: 登山ガイドステージ III)
急峻な山岳地形のコースで岩場、岩尾根、鎖場、梯子等の危険箇所が連続しているが登山道として整備されたコース、あるいは登山道として利用される雪渓、残雪崩落箇所、沢の横断、渡渉等、足場がきわめて不安定で場合によって一部ロープによる安全確保が必要とされるコース。
1 日の行動時間は 8～10 時間程度。 1: 5
- 沢あそび(アクティビティの対象として沢を使う)
(職能: 自然ガイドステージ I・II、登山ガイドステージ I・II・III)
容易な沢を利用した行動形態を指し登山道などに隣接した溪流で行うアクティビティ。
具体的には、PFD(ライフジャケット)やヘルメットを着用するなど安全を確保した上で溯や釜などで泳いだりする行為。
・沢、川に林道または登山道、遊歩道が並行してあること。
・終了点から林道または明確な登山道があること。
・滝がないこと、あるいは滝は容易に高巻き・迂回できること。沢を遡行することはできない。
・溯、釜での行動は許容されるが、足の立たない溯、釜は原則通らない。
沢の中の行動時間は 1～3 時間程度。 1: 7
- 沢歩き (職能: 登山ガイドステージ III)
基本的には日帰りで、沢を歩きで遡行することを指す。滝の登攀や高巻き、釜の泳ぎがある沢登りではなく、溪谷を歩いて遡行して稜線や山頂を目指す形態とする。

滝を登る場合は、傾斜の緩い斜滝(高低差 10m程度)を対象とする。

- ・沢、川と林道または登山道が隣接しており、緊急時退避が可能なこと。
- ・登山道と並行していない場合であっても終了点から明確な登山道があること。
- ・大きな滝(目安として高さ 20m 以上)がない。あっても高巻道が明瞭なこと。
- ・稜線(山頂)まで登山道あるいは明瞭な踏み跡があり登り詰めることが容易なこと。

1 日の遡行時間は 5~6 時間程度。

1: 5

2. 積雪期・残雪期

●里地・里山の自然観察路等(初心者、自然観察愛好者)(職能:自然ガイドステージⅡ)

雪崩の危険箇所がなく安心して歩くことができる里地・里山。

1: 15

●山地・高原ハイキング道等(初心者、自然観察愛好者)(職能:登山ガイドステージⅡ・Ⅲ)

雪崩の危険箇所の少ない山地、高原。

1: 15

●雪山登山道(初級者コース=無雪期中級者)(職能:登山ガイドステージⅡ・Ⅲ)

無積雪期の登山道に沿い、森林限界を越えない範囲の山地。例え森林限界以下であっても、地形上、雪庇、雪稜、氷雪等の発達認められる場合や、アイゼン、ピッケル等の森林限界を越える登山同様の基本技術が求められる山地は、職能範囲外。

1: 10

●雪山登山道(中級者~上級者コース=無雪期上級者)(職能:登山ガイドステージⅢ)

無積雪期の登山道に沿った森林限界を越えた積雪期ルート。易しい積雪期の専用ルートも含む。営業する山小屋より日帰り可能なエリアとする。ただし登攀等、氷雪技術を求められる地形のルート、雪崩の危険が極めて高い谷などを經由するエリア、雪稜のクライミングルートは職能範囲外となる。

1: 5

3. 講習会の実施

自然ガイドステージⅠ・Ⅱ

自然観察、森林探訪などの講習会を行うことができる。

登山ガイドステージⅠ

ガイドングに必要な技術の講習は行うことができる。

読図講習、キャンプ・ビバーク講習、救助講習など登山ガイドの職能範囲において必要な講習を行うことができる。岩稜歩きのトレーニング講習は行うことができるが岩登り及びクライミング講習は行えない。

登山ガイドステージⅡ

ガイドングに必要な技術の講習は行うことができる。

読図講習、キャンプ・ビバーク講習、救助講習など登山ガイドの職能範囲において必要な講習を行うことができる。

積雪期のキャンプ、雪洞講習を行うことができる。岩稜歩きのトレーニング講習は行うことができるが岩登り及びクライミング講習は行えない。

登山ガイドステージⅢ

ガイドイングに必要な技術の講習は行うことができる。

読図講習、キャンプ・ビバーク講習、救助講習など登山ガイドの職能範囲において必要な講習を行うことができる。

積雪期のキャンプ、雪洞講習を行うことができる。

岩登り及びクライミング講習は行えない。ただし、高さ 25m 以内の岩場を利用しグレード 1～2 級レベルの岩登りのトレーニングは可能。その際、岩登り講習及びクライミング講習という名称を使うことはできない。

※ここに記載された職能とはガイド業務範囲のことを示す。

※ここに記載された各職能のガイドイングコースについての参考例は別表に示す。

※ここに記載されない山岳ガイド、スキーガイド、フリークライミングインストラクターの職能範囲については、別途規定に示す。

ガイドの日当

ガイドの日当については以下を目安とする。

1 日の最低日当額 30,000円（税抜き）

- ガイドが扱う顧客人数は、参考表に表示される人数上限を限度とする。
- この日当は標準日当であり、顧客の選択するコース、ルートおよび自然状況により、別途それぞれのガイドが定めるところによる。
- 積雪期においては、前項同様、別途それぞれのガイドが定めるところによる。
- 行動時間の延長や悪天候に伴って発生する延長料や拘束料ないしは超過ガイド日当は、別途それぞれのガイドが定めるところによる。
- 個人を対象とした特殊なルートガイドや、多人数を対象とした実地講習会及び机上講習会等、団体講習については、別途それぞれのガイドが定めるところによる。

以上

2015 年 4 月 1 日 制定・施行

2023 年 4 月 1 日 改訂

別表

職能別標準ガイドイングコース表(登山ガイドステージⅠ,Ⅱ,Ⅲ)

※職能別標準ガイドイングコースについては、年1回程度の検討会を開き、必要に応じて改訂していくものとする。

職能	時期	標準ガイドイングコース
登山ガイドステージⅠ	無雪期 6～10月を目安とする	日本百名山では、 羅臼岳、利尻山(利尻ルール 1:4～6 優先)、斜里岳、幌尻岳、十勝岳、トムラウシ山、羊蹄山、岩手山、鳥海山、飯豊山、大朝日岳、那須三本槍ヶ岳、会津駒ヶ岳、越後駒ヶ岳、平ヶ岳、巻機山、燧ヶ岳、雨飾山、苗場山、妙高山、火打山、高妻山、男体山、日光白根山、上州武尊山、白馬岳、五龍岳、鹿島槍ヶ岳、薬師岳、黒部五郎岳、水晶岳、鷲羽岳、槍ヶ岳、奥穂高岳、常念岳、笠ヶ岳、焼岳、赤岳、両神山、甲武信岳、金峰山、瑞牆山、富士山、空木岳、恵那山、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳、鳳凰山、北岳、間ノ岳、塩見岳、悪沢岳、赤石岳、聖岳、光岳、富士山、白山、荒島岳、大峰山、石槌山、祖母山、宮之浦岳 等々 交通路終点からの最短一般向コース 上記同等の各地山岳コース
	沢遊び 6～10月を目安とする	※「沢歩き」は職能範囲外
登山ガイドステージⅡ	無雪期 6～10月を目安とする	登山ガイドステージⅠと同じ
	積雪期 11～5月を目安とする	北横岳、茶臼山、縞枯山、丸山、大菩薩嶺、赤城山、榛名山、霧ヶ峰、美ヶ原、日向山、楡形山、斑尾山、蔵王地藏岳・刈田岳、吾妻山、安達太良山、西吾妻山、森吉山、秋田駒、雲取山 立山室堂平周辺、八方尾根八方池周辺、奥美濃大日岳、氷ノ山
	沢遊び 6～10月を目安とする	※「沢歩き」は職能範囲外

登山ガイドステージⅢ

<p>無雪期 6～10 月を 目安とする</p>	<p>北海道 札内川八ノ沢～カムイエクウチカウシ 上信越 荒沢岳、鳥甲山、妙義山各ルート(丁須の頭、表妙義稜線は除く) 南アルプス 甲斐駒ヶ岳(黒戸尾根)、鋸岳(角兵衛沢往復) 北アルプス 剣岳(別山尾根、早月尾根)、奥穂～前穂、奥穂～北穂、大キレット、不帰キレット 四国 石鎚山東稜</p> <p>※越後三山縦走、八海山(八ツ峰)、戸隠山(蟻の塔渡)、西穂～奥穂縦走 は職能範囲外</p>
<p>積雪期 11～5 月を 目安とする</p>	<p>北海道 旭岳 谷川岳 天神尾根、西黒尾根 南アルプス 仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳(北沢峠から)、深南部 北アルプス 西穂高岳独標まで、燕岳合戦尾根、蝶が岳、唐松岳、立山三山、乗鞍岳 中央アルプス 木曾駒ヶ岳 八ヶ岳 天狗岳、硫黄岳、蓼科山 関西 石鎚山(成就より)、氷ノ山、大山(最短一般ルートのみ)</p> <p>※ 北アルプスの残雪期(4～5月)の西穂高岳、西穂沢ルート、北穂高岳・北穂沢ルート、奥穂高岳・小豆沢ルート等は職能範囲外</p>
<p>沢歩き 6～10 月を 目安とする</p>	<p>森吉山 小又川桃洞沢(桃洞の滝まで)、赤水溪谷(ウサギ滝まで) 那須 那珂川中の沢 日光 片品川四郎沢 尾瀬 片品川センノ沢、笠科川井戸沢 丹沢 唐沢川石尊沢、布川ヤゲン沢、布川境沢、玄倉川中流前半・後半、玄倉川檜洞、世附川、沖ビリ沢、 奥多摩 日原川倉沢本谷、日原川小雲取谷、南秋川熊倉沢左俣東沢、一ノ瀬川中川東沢 奥秩父 中津川鎌倉沢、笛吹川ナメラ沢、東沢釜の沢(沢泊) 大菩薩 曲沢、大鹿沢平ツ沢 房総 小櫃川キンダン川 袈裟丸山 渡良瀬川ヒライデ沢 西上州 神流川北沢溪谷後半、中木川谷急沢左俣(右俣は不可) 安倍奥 西日影沢 比良 安曇川明王谷白滝谷 四国 滑床溪谷</p>